

# 滋賀県日本語教育の推進に関するアクションプラン

令和8年（2026年）3月

滋 賀 県

## 目次

第1章	はじめに	
1	背景・趣旨 .....	1
2	プランの位置づけ .....	2
3	目的・目標 .....	2
4	計画期間 .....	2
第2章	現状とこれまでの取組	
1	滋賀県の現況 .....	3
2	滋賀県地域日本語教育実態調査の分析 .....	5
3	これまでの取組 .....	14
第3章	課題と施策の展開	
1	日本語学習機会の提供 .....	18
2	日本語教育の質の向上 .....	23
3	日本語教育およびコミュニケーションに関する県民の理解と関心の増進 .....	24
4	日本語教育推進体制の整備 .....	25
第4章	施策の推進	
1	各主体の責務・役割 .....	26
2	推進体制 .....	28
	<用語解説> .....	29
	<別冊>	
	令和7年度滋賀県地域日本語教育実態調査報告書	

# 第1章 はじめに

## 1 背景・趣旨

本県の外国人人口<sup>1</sup>は、平成20年（2008年）のリーマンショック以降一時減少しましたが、平成26年（2014年）以降、アジア地域出身の技能実習<sup>2</sup>生を中心に増加し、令和7年（2025年）末には過去最多となる44,735人となりました。また、多国籍化が進展し、国籍の構成も変化してきています。

国においては、平成31年（2019年）4月から「特定技能<sup>3</sup>」制度が開始され、令和5年（2023年）には同制度の受入れ対象分野が拡大されました。令和6年（2024年）6月には「出入国管理及び難民認定法」等が改正され、令和9年（2027年）4月から現行の「技能実習」制度に代わる新たな在留資格となる「育成就労<sup>4</sup>」制度による受入れが開始されることとなりました。今後も、就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれます。

令和元年（2019年）6月には、日本語教育の推進を目的として「日本語教育の推進に関する法律」（以下「日本語教育推進法」という。）が施行されました。また、令和6年（2024年）4月には「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関<sup>5</sup>の認定等に関する法律<sup>6</sup>」（以下「日本語教育機関認定法」という。）が施行され、日本語教育機関の認定制度と認定日本語教育機関の教員資格（登録日本語教員<sup>7</sup>）が創設されました。

県では、平成22年（2010年）4月に「滋賀県多文化共生推進プラン<sup>8</sup>」（以下「多文化プラン」という。）を策定し、その後、社会情勢の変化に応じて第1次～第3次改定版を策定し、多文化共生の推進に取り組んできました。令和4年（2022年）4月には、日本語教育推進法に基づき「滋賀県生活者としての外国人<sup>9</sup>のための地域日本語教育<sup>10</sup>推進アクションプラン」（以下「前アクションプラン」という。）を策定し、日本語教育の推進に取り組んできましたが、前アクションプラン策定後も、外国人人口の増加や制度改正など、日本語教育を取り巻く状況は変化しており、様々な課題に対応する必要も出てきています。

こうした社会情勢の変化や外国人県民の状況、日本語教育に関する課題・ニーズ等に対応するため、前アクションプランも踏まえながらより実効性のあるものとなるよう改定・改称を行い、「滋賀県日本語教育の推進に関するアクションプラン」（以下「本アクションプラン」という。）を策定しました。

なお、前アクションプランは多文化プランに基づく日本語教育に関する施策のうち、「生活者としての外国人」の日本語教育（＝地域における日本語教育）について具体的な取組をまとめたものでしたが、本アクションプランは「地域における日本語教育」と関わりの深い「就労者に対する日本語教育」および「児童生徒等に対する日本語教育」についても対象とし、県として日本語教育の推進に一体的に取り組むための具体的な施策の方向性について示すものとして策定します。

---

## 2 プランの位置づけ

---

本アクションプランは、「日本語教育の推進に関する法律」第十一条に基づき、滋賀県における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定するものです。

また、滋賀県の多文化共生施策の全体計画である「滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）」を上位計画とし、多文化プランで示す施策のうち、日本語教育の推進のための取組について具体的な方向性を示します。

---

## 3 目的・目標

---

滋賀県における日本語教育の目的・目標について、前アクションプランにおいては、国の文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の「生活者としての外国人に対する日本語教育の目的・目標」についての審議結果を踏まえた目的・目標を掲げて施策を実施してきました。

本アクションプランでは、前アクションプランが対象としていた「地域における日本語教育」だけでなく、「就労者に対する日本語教育」や「児童生徒等に対する日本語教育」も含めて日本語教育の推進に一体的に取り組むため、前アクションプランも踏まえながら、多文化プランの趣旨や県内の日本語教育に関する課題・ニーズ等をより反映した内容となるよう、目的・目標を次のとおり設定します。

### (1) 目的

外国人が日本社会で生活していく上で必要な日本語能力を身に付けられるとともに、県民の日本語教育に関する理解と関心を高める施策を実施することにより、相互理解と円滑なコミュニケーションを促進し、もって多文化共生社会の実現を図ること。

### (2) 目標

- ・日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、職場や教育の場等において円滑に意思疎通を図ることができるようにすること
- ・日本語学習を通じて、日本の習慣や文化への理解を深め、地域社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- ・日本語教育の推進を通じて、県民の理解と関心を深め、相互理解と円滑なコミュニケーションを促進すること

---

## 4 計画期間

---

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日

## 第2章 現状とこれまでの取組

### 1 滋賀県の現況

#### (1) 外国人人口の推移

- 令和7年(2025年)12月末現在、滋賀県の外国人人口は44,735人で、平成26年(2014年)以降、令和3年(2021年)を除き、増加傾向が続いています。
- 国籍別では、ベトナム(12,030人)、ブラジル(8,782人)、中国(4,692人)の順に多く、この3か国で県内の外国人人口の約6割を占めています。近年の傾向としては、ベトナムが最も増加しており、インドネシアやミャンマーも増加しています。
- 県全体の外国人人口の割合は3.19%で、県民のおよそ31人に1人が外国人です。市町別では、最も多い湖南市で8.07%、その他7市町が県平均を超えています。
- 在留資格別にみると「永住者<sup>11</sup>」が最も多く、「就労が認められる在留資格(技能実習、技術・人文知識・国際業務、特定技能)」や「家族滞在」の資格が増加しています。

(出典) 滋賀県総合企画部国際課「外国人の住民基本台帳人口調査」 令和7年(2025年)12月末現在

#### (2) 外国人労働者および外国人雇用事業所の推移

- 外国人労働者数は増加傾向にあり、令和7年(2025年)には過去最多の25,667人となっています。
- 産業別では、事業所に雇用される外国人労働者のうち約42%を製造業が、約30%をサービス業が占めています。
- 在留資格別では、「身分に基づく在留資格(永住者、定住者、日本人の配偶者等<sup>12</sup>、永住者の配偶者等<sup>13</sup>)」が約36%、「就労が認められる在留資格」が約59%を占めています。

(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況 令和7年(2025年)10月末現在

#### (3) 外国人児童生徒数等の推移

- 県内の国公立・私立小中学校等へ通っている外国人児童生徒数は、平成25年(2013年)から増加傾向が続き、令和7年(2025年)が1,872人と過去最多となっています。
- 公立学校(小中学校、高等学校、特別支援学校)に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数(日本国籍含む)は増加傾向で、令和5年(2023年)には1,767人となっています。日本語指導が必要な児童生徒数(日本国籍含む)を母語<sup>14</sup>別にみると、ポルトガル語が約55%、スペイン語が約14%で、両言語で約69%となっています。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」 令和7年(2025年)5月1日現在

文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」 令和5年(2023年)5月1日現在

(4) 日本語教室の状況

- 県内 13 市 6 町のうち、13 市 2 町に日本語教室 31 教室が開設されています。

(出典) 公益財団法人滋賀県国際協会調べ 令和 7 年 (2025 年) 7 月現在

(5) 日本語学習者の人数

- 県内の日本語学習者数は 2,041 人で、うち、大学等の日本語教育機関を除く日本語学習者数は 1,944 人です。

(出典) 文部科学省「日本語教育実態調査」令和 6 年 (2024 年) 11 月 1 日現在

(6) 日本語教師等の人数

- 県内の日本語教師等は 302 人で、うち、ボランティア 232 人、常勤・非常勤 70 人となっています。

(出典) 文部科学省「日本語教育実態調査」令和 6 年 (2024 年) 11 月 1 日現在

---

## 2 滋賀県地域日本語教育実態調査の分析

---

令和7年度に実施した「滋賀県地域日本語教育実態調査」については、本アクションプランの別冊として結果をまとめています。

各主体の調査結果について、特に本アクションプランに関係する部分を抜粋して記載します。

### 【調査概要】

調査時期：令和7年8月～11月

調査対象：県内の市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、  
外国人雇用企業、外国人県民

調査方法：アンケート調査およびヒアリング調査（日本語教室・外国人県民のみ対象）

### 【結果概要】

#### ○市町

日本語教室の開催（委託事業含む）や地域日本語教室<sup>15</sup>への助成、会場提供等に取り組んでいる一方で、日本語教育人材の確保・育成や予算の確保等が課題となっている。

#### ○国際交流協会

日本語教室の開催や学習支援者の研修等に取り組んでいる一方で、日本語教育人材の確保・育成や予算の確保、日本語教室にかかる広報の充実等が課題となっている。

#### ○日本語教室

各教室で学習者のニーズに応じた日本語学習支援に取り組んでおり、県主催の学習支援者養成研修や県オリジナル副教材の活用が広がっているが、多くの教室で日本語教育人材の確保・育成や指導力・対応力の向上が課題となっている。

#### ○日本語教育機関

県内の日本語教育機関では、専門的知識を持つ日本語教師による日本語教育が実施されている。そのノウハウや人材等を活用し、県内の日本語教育推進においてどのように連携を進めていくかの検討が必要。

#### ○外国人雇用企業

外国人従業員に対し、県主催の講座への参加や地域日本語教室の紹介、勤務時間の考慮等により日本語学習支援に取り組んでいる一方で、学習支援のさらなる充実、日本語教育機関や国際交流協会等の関係機関との連携、日本語教育やコミュニケーションに関する意識啓発等が課題となっている。

#### ○外国人県民

生活や仕事で日本語を使えるようになりたいと考えており、日本語の学習意欲は高い。一方で教室の開催状況等の情報が十分に届いていないため、学習機会の提供・拡充とあわせて、広報の充実が課題となっている。

## (1) 市町

### 【主な課題・ニーズ】

- ・日本語教育人材の確保・育成
- ・日本語教育人材バンクの設置
- ・日本語教育に関する指導・助言（アドバイザー派遣）
- ・外国人の日本語教育に対するニーズの把握
- ・日本語教育にかかる予算確保
- ・日本語教育に関する広報・情報提供

### 【アンケート調査結果（抜粋）】

#### ○日本語教育関連事業の実施状況

「実施している」が68.4%、「実施していない」が31.6%となっている。

#### ○市町として実施している事業

「日本語教室の開催（委託事業含む）」(61.5%)が最も多く、次いで「地域の日本語教室への助成（補助金交付）」(53.8%)、「日本語教室への会場の無償提供や減免制度の実施」(30.8%)となっている。

#### ○日本語教育における市町の役割についての考え

「教室を設置する団体等への運営サポート（広報、会場確保、指導者の紹介等）」(68.4%)が最も多く、次いで「教室を設置する団体等への助成金や補助金の交付」「学習希望者への教室や学習方法の紹介」（ともに63.2%）、「日本語教室の設置（直営または委託）」(47.4%)となっている。

#### ○市町における日本語教育の課題・問題点

「日本語教育人材が不足している」(52.6%)が最も多く、次いで「外国人住民の日本語教育に対するニーズを把握できていない」(47.4%)、「日本語教育にかかる予算を確保できない、または十分に確保できない」(26.3%)、「日本語教室が不足している」(21.1%)となっている。

#### ○地域の日本語教室の運営者からの相談

「日本語教師や日本語学習支援者が不足している」(52.6%)が最も多く、次いで「特に相談はない」(26.3%)、「広報をしてほしい」「助成金や補助金について知りたい」「会場がない」（ともに21.1%）となっている。

#### ○県に期待する支援

「日本語教育人材バンク（人材を登録し、希望に応じて派遣するような制度）の設置」(63.2%)が最も多く、次いで「財政的支援・外部資金の情報提供」(57.9%)、「日本語教育人材の育成（研修の実施等）」「日本語教育に関する指導、助言（アドバイザー派遣）」（ともに52.6%）となっている。

## (2) 国際交流協会

### 【主な課題・ニーズ】

- ・日本語教育人材の確保・育成
- ・日本語教育人材バンクの設置
- ・日本語教育に関する指導・助言（アドバイザー派遣）
- ・日本語教育にかかる予算確保
- ・日本語教育に関する広報・情報提供
- ・関係機関との役割分担の明確化

### 【アンケート調査結果（抜粋）】

#### ○国際交流協会として実施している事業

「日本語教室の開催」(72.7%)が最も多く、次いで「日本語学習支援者の養成講座・研修等の実施」(54.5%)、「協会や日本語教室の関係者によるネットワーク会議の開催」(36.4%)となっている。

#### ○地域の日本語教室の運営者からの相談

「日本語教師や日本語学習支援者が不足している」(54.5%)が最も多く、次いで「広報をしてほしい」(36.4%)、「学習プログラム（教室運営、講座内容）の作成方法を知りたい」(27.3%)となっている。

#### ○活動している地域における日本語教育の課題・問題点

「日本語教育人材が不足している」(72.7%)が最も多く、次いで「県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業等の日本語教育の役割分担が明確でない」(54.5%)、「日本語教育にかかる予算を確保できない、または十分に確保できない」(45.5%)となっている。

#### ○県に期待する支援

「日本語教育人材の育成（研修の実施等）」「財政的支援・外部資金の情報提供」（ともに54.5%）が最も多く、次いで「日本語教育人材バンク（人材を登録し、希望に応じて派遣するような制度）の設置」「日本語教育に関する指導、助言（アドバイザー派遣）」「外国人住民への日本語教室の周知」「他教室等の先行事例等の紹介」（ともに45.5%）となっている。

### (3) 日本語教室

#### 【主な課題・ニーズ】

- ・日本語教育人材の確保・育成
- ・日本語教師や日本語学習支援者の高齢化、指導者数の維持
- ・日本語教育にかかる予算確保
- ・日本語教育に関する広報・情報提供
- ・学習者のレベルやニーズに応じた対応
- ・外国人雇用事業所に対する意識啓発

#### 【アンケート調査結果（抜粋）】

##### ○地域の日本語教室の役割についての考え

「外国人が身近に日本語を学べる場」(95.5%)が最も多く、次いで「外国人と地域社会との接点となる場」(77.3%)、「外国人と日本人の情報交換の場、外国人の情報収集の場」(63.6%)となっている。

##### ○教室での学習内容

「生活に必要な日本語」(90.9%)が最も多く、次いで「日本語能力試験対策」(72.7%)、「仕事に必要な日本語」(45.5%)となっている。

##### ○日本語教室の運営で困っていること

「学習者のレベルによって、対応が難しい場合がある(ゼロ初級、上級など)」(40.9%)が最も多く、次いで「日本語教師や日本語学習支援者の高齢化が進んでおり、指導者数の維持が困難」(36.4%)、「日本語学習支援者の不足、確保が困難」(31.8%)となっている。

##### ○今後、教室をどのようにしていきたいか

「学習者の日本語能力をアップさせたい」(54.5%)が最も多く、次いで「日本語教師、日本語学習支援者を増やしたい」(50.0%)、「日本語学習支援者のレベルアップを図りたい」(45.5%)となっている。

##### ○日本語学習支援者の育成のために行っていること

「研修や勉強会の開催」(54.5%)が最も多く、次いで「市町や市町国際交流協会が開催する養成研修を活用」(40.9%)、「県が開催する養成研修を活用」(27.3%)となっている。

##### ○滋賀県オリジナル副教材「くらしの日本語 in しが」の使用状況

「使用している」が63.6%、「使用していない」が31.8%、「知らなかった」が4.5%となっている。

#### ○県に期待する施策

「日本語教室への経済的支援」(54.5%)が最も多く、次いで「日本語学習支援者の養成、研修の充実」(50.0%)、「外国人等を雇用する企業への啓発」(36.4%)となっている。

#### ○行政との連携について協力できること

「ボランティア希望者の教室見学・ボランティア体験の受入」(59.1%)が最も多く、次いで「行政が企画したイベントや研修などでの貴日本語教室の活動内容の紹介・発表」「関係者会議や情報交換会への出席」(ともに40.9%)となっている。

### 【ヒアリング調査結果（抜粋）】

#### ○人材・体制面の課題

- ・ ボランティア講師の高齢化・次世代の担い手不足が進んでおり、受講希望者の需要と供給にギャップが生じている。若手世代の参加もあるが、学業や就職との両立が難しく、継続率が低い。
- ・ 各教室・各講師によって日本語教師資格保有率や経験年数に差が大きく、体系的な指導方法も浸透していないことから、指導力・対応力にばらつきがある。
- ・ オンラインツールを活用できる講師が限られているため、オンライン授業を実施できる教室とできない教室の格差が生まれている。ICT化が進んでいない。

#### ○学習者に関する課題

- ・ 学習者の参加率や継続率が低いことがあり、受講が不安定になりやすい。
- ・ 学習者のレベルやニーズ（生活のための日本語、日本語能力試験対策等）が様々で、十分な対応が難しいことがある。

#### ○運営・環境面の課題

- ・ 教室の多くは市民会館や公民館、国際交流センターの一角を教室として利用しているが、利用時間の制限や教材の保管スペース不足等が課題。
- ・ ボランティアへの謝金等について、中には有償の場合もあるが、ほとんどが無償ボランティアに依存している。交通費や教材費などがボランティアの負担になっている場合もある。

#### (4) 日本語教育機関

##### 【主な課題・ニーズ】

- ・日本語教育機関が持つ人材やノウハウ等を活用し、県内の日本語教育推進においてどのように連携していくかの検討が必要。
- ・県内には日本語教育機関が少なく、専門的知識や指導力を持つ日本語教師が活動する場が少ない。

##### 【アンケート調査結果（抜粋）】

県内の日本語教育機関数：2校（大学等を除く）

##### ○運営体制

日本語教師数（常勤）：平均 4.5 人

日本語教師数（非常勤）：平均 13.5 人

登録日本語教員の資格を持つ者の人数：平均 6.5 人

##### ○地域の日本語教育における日本語教育機関の役割についての考え

- ・外国人が確実に日本語能力を身に付けることができる場
- ・外国人が日常生活に必要な日本語を身に付ける場
- ・外国人と地域社会との接点となる場
- ・外国人の情報交換の場
- ・外国人が日本の文化を理解する場

##### ○在留資格「留学」以外の外国人が受講できる日本語講座

- ・企業日本語講座（企業や行政、団体に必要な日本語能力の向上）
- ・日本語能力試験（J L P T）対策講座
- ・生活日本語講座

##### ○他団体から連携や交流、協力依頼があった場合に、協力できること

- ・交流イベントや交流プログラムへの参加
- ・日本語教育プログラムの作成
- ・有資格日本語教師（登録日本語教員含む）の紹介・派遣
- ・日本語学習支援者（ボランティア）のための日本語指導に関する講座の開催
- ・日本語教室の開催（対面講座・オンライン講座）
- ・関係者会議や情報交換会への出席

## (5) 外国人雇用企業

### 【主な課題・ニーズ】

- ・外国人従業員の日本語でのコミュニケーション能力の向上
- ・日本人従業員等に対する意識啓発（コミュニケーション、異文化理解<sup>16</sup>等）
- ・外国人従業員およびその家族に対する日本語学習支援の充実
- ・日本語教育機関や国際交流協会等の関係機関との連携不足
- ・「日本語教育推進法」および「育成就労制度」に関する認知度不足

### 【アンケート調査結果（抜粋）】

#### ○日常会話レベルの日本語能力が不十分な外国人従業員の有無

「少しいる」(40%)が最も多く、次いで「いない」(33.3%)、「半数くらいいる」(20%)、「たくさんいる」(6.7%)となっている。

#### ○外国人従業員との日本語でのコミュニケーションが上手くいかないと感じた経験

「時々ある」(56.7%)が最も多く、次いで「あまりない」(20%)、「よくある」(13.3%)、「ほとんどない」(10%)となっている。

#### ○外国人従業員との日本語でのコミュニケーションが上手くいかないと感じる場合、その理由として考えられること

「外国人従業員自身の日本語能力不足」(90.5%)が最も多く、次いで「日本人従業員等が日本語をわかりやすく話そうとしていないため」(52.4%)、「日本人従業員等の方言等の理解が困難なため」(23.8%)となっている。

#### ○外国人従業員に対する日本語学習支援の実施状況

「行っている」が70%、「行っていない」が30%となっている。

#### ○外国人従業員に対する日本語学習支援の実施方法

「日本語学校や地域の日本語教室を紹介している」(42.9%)が最も多く、次いで「日本語学校や地域の日本語教室に通いやすいように勤務時間を考慮している」(33.3%)、「事業所内で実施している（日本語教室や日本語の研修等）」「外部試験の結果によって奨励金を出している」（ともに28.6%）となっている。

#### ○外国人従業員の家族に対する日本語学習支援の実施状況

「行っている」が10%、「行っていない」が90%となっている。

#### ○日本語教育に関する他団体との連携状況

「連携・交流している」が33.3%、「連携・交流していない」が66.7%となっている。

○外国人を雇用する事業所の役割についての考え

「日本語学習の重要性やキャリアアップとの関係を伝え、学習について話し合う機会を設ける」(53.3%)が最も多く、次いで「事業所内での日本語学習の場の提供(自社社員/外部機関・講師による)」(50%)、「外国人従業員の日本語学習の成果等を評価に反映する(奨励金・給与など)」(46.7%)となっている。

○行政に期待すること

「外国人従業員向け日本語講座の実施」(76.7%)が最も多く、次いで「外国人従業員向けのビジネスマナーや日本の職場における慣習理解の研修」「日本語学習支援に関する研修やセミナーの実施」(ともに56.7%)となっている。

○「日本語教育推進法」で示されている企業の責務に関する認知度

「知っている」が30%、「知らなかった」が70%となっている。

○「育成就労制度」の施行および日本語学習に関する要件強化に関する認知度

「育成就労制度の施行について知らなかった」が46.7%、「育成就労制度の施行は知っていたが、日本語学習に関する要件強化等の検討までは知らなかった」が33.3%、「育成就労制度が施行され、日本語学習に関する要件強化等が検討されていることも知っていた」「現時点では、育成就労に該当予定の外国人材を雇用していない」が10%となっている。

## (6) 外国人県民

### 【主な課題・ニーズ】

- ・日本語教育に関する広報・情報提供
- ・学習者のニーズに応じた日本語学習機会の提供

### 【ヒアリング調査結果（抜粋）】

#### ○日本語教室等の広報に関する課題

- ・日本語教室の開催状況等が、外国人に十分に届いていないことが多い。住んでいる地域に日本語教室があるにもかかわらず、情報が届いていないケースもある。
- ・外国人に広報や情報提供をする場合は、広報媒体にも配慮が必要。  
→Facebook 等の SNS 活用や生活導線に沿った広報（商業施設や食料品店等）は効果的。また、広報物に英語などが書いてあれば、「自分向け」と分かりやすい。

#### ○学習環境・学習方法に関する課題やニーズ

- ・日本語学習機会の充実や少人数や対面形式での集中しやすい環境を求める声があった。  
また、学習の見通しが持てる体系的なカリキュラムを求める声もあった。
- ・教室の仲間同士の交流時間が、学習継続の動機にもなっている。

#### ○学びたいことや日本語を使ってできるようになりたいことについて

- ・会話を上達させたい。特に上司との会話（丁寧な言い回し）や方言（関西弁）を身に付けたい。
- ・職場の人の言うことをすべて理解できておらず、話すのが早い人や難しい言葉を使う人がいる。機械の操作等に漢字が多く、理解が難しい。
- ・日本語能力試験（J L P T）に合格したい。
- ・日本文化やマナーに興味がある。
- ・日本人と同じような日本語を話したい。生活で困らないようになりたい。

### 3 これまでの取組

県では、これまで「地域における日本語教育」、「就労者に対する日本語教育」および「児童生徒等に対する日本語教育」について、多文化プランおよび前アクションプランのもと、取組を推進してきました。

各分野におけるこれまでの取組は、以下のとおりです。

#### (1)地域における日本語教育

令和4年4月に策定した前アクションプランで掲げた目的・目標と4つの施策の展開のもと、取組を推進してきました。

##### ○目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになること。

##### ○目標

- ・日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- ・日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること

#### 施策の展開1：日本語学習機会の提供

##### ①日本語学習機会の提供

##### ②日本語学習に関する情報提供

- ・市町と連携した地域日本語教育モデル事業を2市町（甲賀市・日野町）で実施し、日本語教室の設置に向けてノウハウの共有等の支援を行いました。また、県域でのオンライン日本語教室も実施し、外国人県民に対する学習機会の提供を行いました。
- ・モデル事業実施に向けては、市町や日本語教室等の情報交換の場である「モデル事業検討会議」を開催し、日本語初級レベルを対象にした体系的な日本語教育カリキュラムの策定や教材の選定等を行いました。加えて、日本語や日本社会、滋賀県のことについて学ぶことができるオリジナル副教材『くらしの日本語 in しが』を作成し、モデル事業で活用するとともに、国際交流協会や地域日本語教室に配布しました。

## 施策の展開2：日本語教育人材の育成

- ①日本語学習支援者確保・育成
- ②日本語教育人材養成のための研修等に関する情報提供

- ・日本語学習支援者の確保・育成を目的とした「日本語学習支援者セミナー」を実施しました。入門編とスキルアップ編に分けて実施し、既に学習支援に取り組んでいる方だけでなく、これから取り組みたいという方や、学習支援に興味がある方にも参加いただける内容となるように努めました。

## 施策の展開3：日本語教室への支援

- ①日本語教室への情報提供
- ②市町の日本語教室運営に対する支援

- ・ニュースレターを作成し、日本語教室や国際交流協会等への配布や県ホームページへの掲載を行うことで、日本語教育や多文化共生に関する理解促進、日本語教育推進事業（モデル事業、日本語学習支援者セミナー等）に関する情報発信を行いました。
- ・滋賀県自治振興交付金を活用し、市町を通じて日本語教室運営の支援を行いました。

## 施策の展開4：地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

- ①日本語教育関係機関との連携
- ②日本語教育の推進に関する県民の理解の増進および多様な主体の参加促進

- ・県内の日本語教育関係機関との各種会議（総合調整会議、市町多文化共生ワーキング等）や情報交換会を実施し、日本語教育に関する情報共有や県事業の取組の報告、各主体の課題やニーズの共有等を行いました。
- ・日本語学習支援者セミナーの入門編やニュースレターで、多文化共生や「やさしい日本語<sup>17</sup>」について取り上げ、日本語教育やコミュニケーションに関する県民の理解・関心の増進を図りました。

## (2)就労者に対する日本語教育

外国人材<sup>18</sup>の受入れ・定着を促進するため、日本語教育やコミュニケーション支援に関しては以下のような取組を推進してきました。

### ①働く外国人に向けた日本語習得や職場慣習理解の促進

- ・外国人材の定着を促進するため、県内企業で働く外国人や働くことを希望する留学生を対象に「日本語・ビジネスマナー講座」を実施し、就労場面で用いる日本語能力や日本の職場におけるビジネスマナー・コミュニケーション能力を高め、職場での円滑な就労や関係構築を促進しました。

### ②外国人を雇用する企業の社員に向けたコミュニケーション支援

- ・滋賀県外国人材受入サポートセンター<sup>19</sup>において、「日本人社員向けビジネスコミュニケーション研修」を実施し、外国人を雇用する県内企業の日本人社員を対象に、国によって文化・慣習が違うことなどを理解する研修を実施し、職場におけるコミュニケーションの円滑化を支援しました。

### (3)外国人児童生徒等に対する日本語教育

外国人児童生徒等の受入体制の整備のため、日本語教育に関しては以下のような取組を推進してきました。

#### ①外国人児童生徒等の受入体制の整備

- ・「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどして、外国人児童生徒等が多い地域での円滑な受入れを推進しました。

#### ②外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備

- ・外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒等が多数在籍する市町立小中学校や県立学校等に対して、加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行いました。
- ・外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な母語支援員を計画的に継続して派遣し、学校生活や日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力を習得して、基礎的・基本的な学力を確実に身に付けることができるよう支援を行いました。
- ・日本語指導が必要な児童生徒等の在籍状況や地域差にかかわらず支援を行えるよう、学校が母語支援を必要とする児童生徒やその保護者等と面談等を行う際に、オンラインによる通訳者を配置しました。また、学校生活や日常生活に必要な日本語の定着が不十分な児童生徒を対象に、オンラインによる日本語教室を実施しました。

#### ③外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等

- ・外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員<sup>20</sup>、市町教育委員会の担当者などを対象にした「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、大学教員による講話や国における外国人児童生徒等への日本語指導者養成研修についての伝達講習と情報交換等を行い、日本語指導や支援体制整備などについての指導や支援の充実に努めました。
- ・県幼児期教育センターが実施する、県内の保育・教育の質の向上および幼保小接続の充実に図る「幼児教育アドバイザー（架け橋期コーディネーター）訪問支援事業」において、各国の特性や活用できるツールなどの研修や情報交換を行い、外国にルーツをもつ子どもへの支援の充実に努めました。

## 第3章 課題と施策の展開

### 1 日本語学習機会の提供

#### 【課題】

- ・ 地域における日本語学習機会の提供・拡充、日本語教室空白地域の解消
- ・ 企業で働く外国人や外国人児童生徒等、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな支援体制の整備、日本語学習機会の充実
- ・ 日本語学習や日本語教室に関する情報提供
- ・ 市町が実施する日本語教室に対する支援
- ・ 地域日本語教室や日本語教育を実施する外国人雇用企業に対する支援
- ・ 外国人雇用企業に対する意識醸成・啓発

#### 【施策・取組】

#### (1) 地域における日本語教育

##### ① 目指すレベル

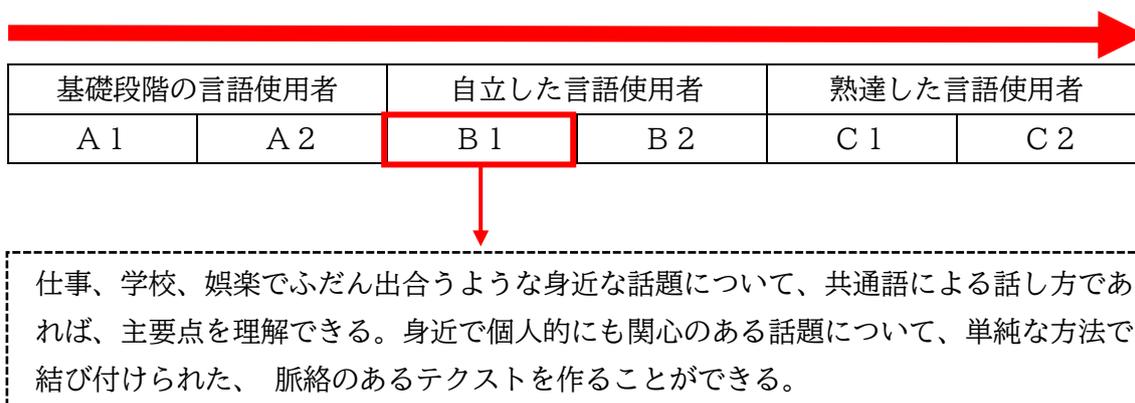
- ・ 日本語能力について、文化庁の「日本語教育の参照枠」では、「基礎段階の言語使用者」(A1～A2レベル)、「自立した言語使用者」(B1～B2レベル)、「熟達した言語使用者」(C1～C2)の3段階、6レベルを示しています。(次頁参照)  
また、国の文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について」においては、「地域における日本語教育において目指すべき日本語レベルは、自立した言語使用者であるB1とする」とされています。
- ・ 来日前に基礎的な日本語学習を終えている人や日本語を使ってすでに仕事をしている人、来日後に日本語教育機関や日本語教室などで日本語学習をしている人など、外国人の日本語能力や学習ニーズは様々ですが、滞在の長期化・定住化が進む中、地域社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう、学習環境を整備していく必要があります。
- ・ また、今後施行される「育成就労」制度では、育成就労外国人および特定技能外国人の段階的な日本語能力向上のため、各技能レベルに応じた一定の日本語能力が求められることとなるため、働く場での活躍・定着も視野に入れた支援を行う必要があります。
- ・ これらを踏まえ、本アクションプランでは、一人でも多くの外国人がB1レベルの日本語能力を身に付け、自立した言語使用者として地域社会で生活を送るとともに、生活・就労・教育の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指します。  
A1～A2レベルの学習者がB1レベルの習得を目指せるよう、県として日本語学習機会の提供や日本語教室の支援等、必要な取組を進めていくこととします。

○主な取組

- ・入門レベル（A 1）・初級レベル（A 2）の学習者を対象にした、県域におけるオンライン日本語教室の実施
- ・地域日本語教育モデル事業で得たノウハウや作成した教材・カリキュラム等の周知・共有（※モデル事業は入門・初級レベルが対象）
- ・滋賀県オリジナル副教材『くらしの日本語 in しが』の見直し、周知広報
- ・日本語教育人材の確保・育成のための養成研修の実施、人材バンクの設置検討
- ・市町や日本語教室等に対する、県の地域日本語教育コーディネーター<sup>21</sup>による専門的な立場からの助言・相談対応等

○「日本語教育の参照枠」とは

日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。



※B 1 レベルでできること（例）

聞くこと	発音と内容がはっきりしていれば、上司や同僚からこれから担当する業務の手順や注意すべき点についての説明や指示を聞いて、理解できる。
読むこと	地域の回覧板や掲示板などの、行事やお知らせについてのある程度長い文章に目を通して、何を行うのか、自分は参加が必要かどうかなど、行事やお知らせの内容を理解するために必要な情報を探し出すことができる。
やりとり（会話）	最近の地域のニュースやイベントなど身近な話題について、近所の人や友人と簡単なコメントや意見を交換することができる。
発表	国際交流のイベントなどで、あらかじめ準備してあれば、自分の国や町の様子、人々の暮らしや考え方などについて、まとまりのある簡単な発表をし、想定した質問に対応することができる。
書くこと	自分自身の長所や短所など、簡単な自己PR文を就職のための提出書類に書くことができる。

（出典）文化審議会国語分科会「日本語教育の参照枠」令和3年（2021年）10月12日

日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」一覧 令和4年（2022年）11月29日

## ②日本語学習機会の提供

- ・日本語教室空白地域等に居住している、または時間的・距離的な制約等により地域の日本語教室に通うことが困難な外国人に向けて、県域におけるオンライン日本語教室を実施します。
- ・外国人に対して、多言語情報紙や県ホームページ、(公財)滋賀県国際協会ホームページ、SNS等を通じ、日本語学習や日本語教室の開催状況等に関する情報提供を行います。  
また、企業や学校等を通じた情報提供を行い、外国人の帯同家族や保護者等にも効果的に情報を届けられるよう努めます。
- ・転入時に地域の日本語教育に関する情報提供を行うなど、市町の行政窓口等と連携した情報発信方法の検討を進めます。
- ・地域日本語教育モデル事業で得たノウハウや、作成した教材・カリキュラム等について、市町や日本語教室等で広く活用できるよう、周知・共有を行います。
- ・令和4年度に作成した滋賀県オリジナル副教材『くらしの日本語 in しが』について、必要に応じた見直し・修正を行います。また、日本語教室等に対して周知広報を行い、活用促進を図ります。

## ③地域の日本語教室に対する支援

- ・地域の日本語教室は、外国人の日本語学習支援を行うとともに、居場所づくりや地域住民との交流の場など、地域日本語教育において重要な役割を果たしています。それぞれの教室が今後も継続して活動していけるよう、人材確保・育成や関係機関同士の連携などといった必要な支援の検討・実施や課題の共有等を行います。
- ・滋賀県自治振興交付金を活用し、市町を通じて、日本語学習支援事業にかかる経費を補助します。
- ・日本語教育に関する助成制度や先進事例、研修などの情報提供に努め、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。

## (2) 就労者に対する日本語教育

### ①外国人の雇用や定着に向けた支援

- ・地域社会および企業における円滑なコミュニケーションを促進するため、企業や企業で働く外国人に対して、日本語学習支援ツールや日本語教室の開催状況等、幅広く情報提供を行います。
- ・県内企業で働く外国人（就労を目的とした在留資格を有する者）や働くことを希望する留学生を対象に、日本語やビジネスマナーの講座を開催し、就労場面で用いる日本語能力や日本の職場におけるビジネスマナー・コミュニケーション能力の向上を図ります。また、企業が外国人材の能力を最大限に発揮できる環境・体制を整えられるよう、専門家による支援を行います。
- ・外国人を雇用する県内企業の社員を対象とした研修を行い、国による文化・慣習の違いを相互に理解し、ミスコミュニケーションやトラブルを防止することで、職場における円滑なコミュニケーションを促進します。

### ②外国人雇用企業に対する意識醸成・啓発

- ・育成就労制度の施行を踏まえ、企業に求められる日本語学習支援の責務や日本語能力向上が外国人材のキャリア形成に不可欠であることについて、説明会やセミナーを通じて理解促進および意識醸成を図ります。
- ・企業が継続的に適切な日本語学習支援を実施できるよう、担当者向けの基礎的な研修を実施し、企業における体制整備を支援します。
- ・日本語教育に積極的に取り組む県内企業の好事例を収集し、成果や工夫を共有することで、企業が自社に適した日本語学習支援の導入を検討しやすい環境づくりを進めます。

### (3) 外国人児童生徒等に対する日本語教育

#### ① 受入体制の整備

- ・「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人児童生徒等が多い地域での円滑な受入れを推進します。

#### ② 外国人児童生徒等への日本語指導体制の整備

- ・外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒等が多数在籍する市町立小中学校や県立学校等に対して、加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。
- ・外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な母語支援員を計画的に継続して派遣し、学校生活や日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力を習得して、基礎的・基本的な学力を確実に身に付けることができるよう支援を行います。
- ・日本語指導が必要な児童生徒等の在籍状況や地域差にかかわらず支援を行えるよう、学校が母語支援を必要とする児童生徒やその保護者等と面談等を行う際に、オンラインによる通訳者を配置します。また、学校生活や日常生活に必要な日本語の定着が不十分な児童生徒を対象に、オンラインによる日本語教室を実施します。

#### ③ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修等

- ・外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員、市町教育委員会の担当者などを対象にした「帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会」において、大学教員による講話や国における外国人児童生徒等への日本語指導者養成研修についての伝達講習と情報交換等を行い、指導や支援の充実に努めます。
- ・県総合教育センターのウェブサイト内に「日本語指導が必要な児童生徒等への支援」に関する内容を掲載します。これにより、受入体制の整備や指導方法に関する情報発信を強化し、各学校における円滑な対応を支援します。
- ・令和7年度に文部科学省より示された「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための『ことばの発達と習得のものさし』および対話型アセスメントDLA」の周知と活用促進について取り組みます。
- ・県幼児期教育センターが実施する、県内の保育・教育の質の向上および幼保小接続の充実に図る「幼児教育アドバイザー・架け橋期コーディネーター訪問支援事業」において、研修や情報交換を行い、外国にルーツをもつ子どもへの支援の充実に努めます。

---

## 2 日本語教育の質の向上

---

### 【課題】

- ・日本語教育人材の確保・育成
- ・日本語教育関係者（日本語学習支援者、外国人児童生徒等教育担当者等）の研修等
- ・関係機関同士の連携・情報共有
- ・日本語教室等に対する助言・相談対応

### 【施策・取組】

#### ①日本語教育人材の確保・育成

- ・地域の日本語教室等で活躍するための人材（学習支援者、指導者等）の確保・育成のため、日本語学習支援に必要な知識や技術を習得するための養成研修を実施します。
- ・外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員、市町教育委員会の担当者などを対象に、日本語指導等における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換や研修を実施し、教員の資質向上に努めます。
- ・国等による日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を積極的に行います。

#### ②関係機関同士の連携・情報共有

- ・日本語教室や企業等、関係機関が互いの課題やニーズ、先行事例を共有できるよう、情報交換会等を実施し、関係者同士のネットワークづくりを促進します。

#### ③日本語教室等に対する助言・相談対応

- ・市町や日本語教室、企業等の多様なニーズや相談に対応するため、要望に応じて県の地域日本語教育コーディネーターを派遣し、専門的な立場からの助言・相談対応等を行います。

#### ④日本語教育人材バンクの検討・整備

- ・日本語教育人材の不足等を解消し、教室の開設や運営を支援するため、県域における日本語教育人材バンクの設置検討を進めます。

### 3 日本語教育およびコミュニケーションに関する県民の理解と関心の増進

#### 【課題】

- ・「やさしい日本語」の推進
- ・日本語学習や日本語教室に関する情報提供
- ・地域住民や日本人従業員等に対する意識啓発・コミュニケーション支援

#### 【施策・取組】

##### ①「やさしい日本語」の推進

- ・県民に対して「やさしい日本語」の普及啓発を行い、多文化共生意識の醸成を図るための各種広報や研修等を実施します。
- ・行政職員を対象に「やさしい日本語」を普及啓発するための研修等を実施し、窓口等での応対力向上や分かりやすい文書作成等に努めます。

##### ②日本語学習や日本語教室に関する情報提供

- ・ホームページや広報誌、県民を対象にした研修等において、日本語教育に関する情報提供を行い、県民の理解と関心の増進を図ります。

##### ③県民に対する意識啓発・コミュニケーション支援

- ・県民に対して多文化共生や異文化コミュニケーションに関する研修等を実施し、地域や職場等、外国人が生活する上で必要な様々な場面、ニーズに対応したコミュニケーションの円滑化を促進します。

また、こうした意識啓発・コミュニケーション支援の取組について、特定の対象に限らず広く県民に対して実施できるよう、取組の周知広報、地域や学校で実施している多文化共生・国際理解出前講座の活用等に努めます。

---

## 4 日本語教育推進体制の整備

---

### 【課題】

- ・ 県庁内の連携および関係機関との連携
- ・ 県域における日本語教育推進体制の整備、司令塔機能の強化

### 【施策・取組】

#### ①県庁内の連携および関係機関との連携

- ・ 県として日本語教育推進に一体的に取り組み、様々な課題に対応するため、日本語教育や多文化共生、外国人材受入等の県庁内関係課が部局横断的に連携を図ります。
- ・ 先進自治体の事例や各地域の課題・ニーズ等を共有し、行政間の連携を強化するため、市町との会議や情報交換会を実施します。
- ・ 県内の日本語教育関係者との連携・協働を図るとともに、日本語教育の推進にかかる意見や助言を得るため、関係者会議や情報交換会を実施します。

(関係者会議等の具体例)

- ・ 滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議
- ・ 市町日本語教育担当者会議
- ・ 帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会

#### ②県域における日本語教育推進体制の整備、司令塔機能の強化

- ・ 今後も外国人人口の増加が見込まれる中、外国人が安定した生活を送り、社会の一員として活躍するために、日常生活および社会生活を日本人とともに円滑に営むことができるレベルの日本語能力を身に付けることは非常に重要です。  
日本語教育人材の確保・育成や日本語学習機会の充実、日本語学習に関する情報提供などといった様々な課題に対応し、地域日本語教育の総合的な体制づくりを持続的・安定的に推進するため、新たに「滋賀県地域日本語教育推進センター」を設置します。  
同センターでは、総括コーディネーター<sup>22</sup>を中心に、関係機関との連携のもと、県域における各種施策をより一層充実させて実施します。
- ・ 県に総括コーディネーターおよび地域日本語教育コーディネーターを配置し、日本語教育推進体制の整備を行います。

## 第4章 施策の推進

### 1 各主体の責務・役割

日本語教育を推進していくためには、県内の日本語教育に関わる主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働を図りながら取り組んでいく必要があります。

#### (1) 県民

すべての県民は、地域社会の担い手として多文化共生の地域づくりを推進することが期待されています。

地域活動や日本語教室に積極的に参加したり、「やさしい日本語」を活用してコミュニケーションを図るなど、地域や職場、教育の場において相互に交流を深めることが望まれます。

#### (2) 地域の日本語教室

地域の日本語教室は、生活に必要な日本語学習を支援する場であるとともに、外国人住民と地域住民の交流の場であることが期待されています。また、外国人が必要な情報を得たり、相談ができたりのような身近な存在であることが期待されています。

#### (3) 学校

学校では、在籍する外国人児童生徒等が学校生活や日常生活を送る上で必要となる日本語の効果的な指導に努めることとされています。

#### (4) 日本語教育機関

日本語教育機関は、日本語教育の専門機関として、その専門知識や日本語教師を活用し、日本語教育プログラム・教材等に関する助言や日本語教師の派遣・紹介を行うなど、行政や企業、関係機関と連携して日本語教育を推進することが期待されています。

#### (5) 県市町国際交流協会

県および市町の国際交流協会は、地域の国際交流・多文化共生を推進する拠点として、行政と連携し、日本語教育推進のための取組を行うことが期待されています。また、日本語教育に関する情報提供や相談対応を行うなど、域内の日本語教室や支援団体、外国人等とのネットワークを活かした役割を果たすことも期待されています。

#### (6) 企業

外国人を雇用する企業は、県や市町、日本語教育関係機関等との連携・協力のもと、雇用する外国人やその家族に対して日常生活や就労場面で求められる日本語の学習機会を適切に提供するなど、日本語学習に関する支援を行うことが求められます。

### (7) 市町

市町は、住民にとって最も身近な自治体として、県や近隣市町、関係機関との連携のもと、日本語教室の設置・運営や日本語教育を実施する団体等の活動支援を行う等、日本語学習環境の整備を行うことが求められます。外国人のニーズの把握や地域住民の理解を得ること、学習者や日本語教育人材からの相談に応ずること、また、市町内外の日本語教育人材・情報リソース（資源）を活用して域内の日本語教育を推進することが望まれます。

### (8) 県

県は、広域の地方自治体として、県内の日本語教育推進体制の整備を行うことや地域の実情に応じた日本語教育推進施策の検討・調整を行うことが求められます。

施策の推進にあたっては、県庁内の関係課や市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業等といった関係機関との連携を積極的に図るとともに、様々な主体が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりを実施します。

### (9) 国

国は、「日本語教育推進法」の基本理念のもと、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施することが求められます。

---

## 2 推進体制

---

本アクションプランに基づく日本語教育施策を総合的かつ効果的に実施するため、様々な主体との連携を図りながら、以下の推進体制により日本語教育を推進します。

(1) 滋賀県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業総合調整会議

【構成者】 県、市町、国際交流協会、日本語教育機関、日本語教室、外国人雇用企業等

【機能】 本アクションプランの進捗確認や課題等を共有し、日本語教育推進施策の方向性や具体的な取組について協議を行う

(2) 市町日本語教育担当者会議

【構成者】 県、市町

【機能】 地域日本語教育に関する情報共有や課題共有を行い、県域での取組を推進する

(3) 帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会

【構成者】 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員、県・市町教育委員会の担当者

【機能】 日本語指導や支援体制整備などについての研修や情報交換を行い、指導や支援の充実を図る

(4) 滋賀県多文化共生推進本部

【構成者】 県庁内関係課

【機能】 部局横断で、多文化プランの進捗確認や日本語教育を含む様々な課題の共有、取組方針の協議を行う

## <用語解説>

### 1 外国人人口 (P. 1)

平成 24 年 (2012 年) 7 月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、同年 12 月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成 23 年 (2011 年) 以前のデータと単純に比較することはできません。

### 2 技能実習 (P. 1)

平成 5 年 (1993 年) に技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に創設された制度。平成 22 年 (2010 年) より在留資格「技能実習」が創設され、平成 29 年 (2017 年) より技能実習法が施行。最長 5 年間まで日本に滞在でき、条件を満たせば在留資格「特定技能」への変更も可能となります。

### 3 特定技能 (P. 1)

平成 31 年 (2019 年) に、人材確保が困難な状況にある産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れることを目的に開始された制度。「特定技能 1 号」は相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務、「特定技能 2 号」は熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。なお、「特定技能 2 号」は一定の要件のもと、家族帯同や無期限滞在が可能となっています。

### 4 育成就労 (P. 1)

令和 6 年 (2024 年) 6 月の出入国管理及び難民認定法および技能実習法改正により創設が決まった、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。在留資格「技能実習」を廃止し、在留資格「育成就労」を創設。原則滞在期間は 3 年間で、その間に特定技能 1 号水準の人材育成を図ります。令和 9 年 (2027 年) から施行されます。

### 5 日本語教育機関 (P. 1)

外国人が日本で生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育を行うことを目的とした課程を置く教育機関のこと。

### 6 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律 (P. 1)

在留外国人が増加する中で、日本語教育の質を確保・向上させることを目的に制定された法律。これにより、日本語教育機関のうち一定の要件 (教育課程や教員の体制等についての基準) を満たすものを「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定する制度と、認定日本語教育機関における教員資格が創設されました。

### 7 登録日本語教員 (P. 1)

認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識および技能についての「日本語教員試験」に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了したうえで、文部科学大臣の登録を受けた者。認定日本語教育機関の教員となるためには登録日本語教員の資格を取得することが必要です。

### 8 滋賀県多文化共生推進プラン (P. 1)

本県の多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、多文化共生の社会づくりについて県民、市民活動団体、国際交流協会、企業、市町、県などの各主体が取り組む方向性を示した指針。

### 9 生活者としての外国人 (P. 1)

日本において日常的な生活を営むすべての外国人のこと。

### 10 地域日本語教育 (P. 1)

外国人が日本で生活する上で必要な日本語能力を身に付けるために行われる教育や活動のこと。

### 11 永住者 (P. 3)

---

法務大臣が永住を認める者。原則 10 年以上継続して日本に在留（うち 5 年は就労資格または居住資格で在留していること。）し、①素行が良好であること②独立の生計を営むに足る資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人。

1<sup>2</sup> 日本人の配偶者等 (P. 3)

日本人の配偶者もしくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の二の規定による特別養子または日本人の子として出生した者。

1<sup>3</sup> 永住者の配偶者等 (P. 3)

永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者（以下「永住者等」という。）の配偶者または永住者等の子として本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者。

1<sup>4</sup> 母語 (P. 3)

幼少期から身近にいる人たちが話すのを聞いて習得する言語。

1<sup>5</sup> 地域日本語教室 (P. 5)

地域日本語教育を行う場。地域住民が参加することで交流の場にもなり、地域情報の共有や相互理解にもつながります。

1<sup>6</sup> 異文化理解 (P. 11)

自分とは異なる文化や習慣、価値観の人々や社会を認め、互いに尊重し、理解しようとすることであり、多文化共生意識を高めていくことについての土台となります。

1<sup>7</sup> やさしい日本語 (P. 15)

1995 年の阪神淡路大震災をきっかけに取組が始まった、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。情報を整理し、難しい言葉を置き換え、外国人や高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。

1<sup>8</sup> 外国人材 (P. 16)

日本で就労しているおよび就労の意思がある外国人。

1<sup>9</sup> 滋賀県外国人材受入サポートセンター (P. 16)

県内事業者および外国人材向けの相談窓口として、平成 31 年（2019 年）4 月に設置。県内企業における外国人材の円滑な受入れや定着・活躍を促進するため、アドバイザーによる相談や県内事業者向けセミナー、留学生向けマッチングイベントの開催などを通じて支援を行っています。

2<sup>0</sup> 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (P. 17)

日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。

2<sup>1</sup> 地域日本語教育コーディネーター (P. 19)

日本語教育の専門的知見を有し、総括コーディネーターとの連携のもと、地域日本語教育プログラムの策定や地域日本語教室への指導・助言等を行う者。

2<sup>2</sup> 総括コーディネーター (P. 25)

地域日本語教育コーディネーターや関係者と連携し、地域日本語教育推進の司令塔として、推進方法の検討や事業の企画・連絡調整・改善等を行う者。

